

議案第 17 号

三田市公益目的通報者保護条例の一部を改正する条例の制定について

三田市公益目的通報者保護条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 26 年 2 月 21 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

## 三田市条例第 号

### 三田市公益目的通報者保護条例の一部を改正する条例

三田市公益目的通報者保護条例（平成18年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「他人の正当な利益を害する不正の目的によるものと認められるとき」を「公益目的通報にあつては第2条第3号に規定する公益目的通報に該当しないと認められるとき、不利益取扱いの申出にあつては他人の正当な利益を害する不正の目的によるものその他不相当と認められるとき」に改め、同条第4項中「拒否したときは」の次に「、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者に対し」を加え、「直接市長に」を「直接」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第4条第2項後段の規定により公益目的通報の受付を拒否したとき 市長

(2) 第2項の規定により公益目的通報又は不利益取扱いの申出の受付を拒否したとき 市長及び公益目的通報者又は不利益取扱いの申出をした者（匿名による場合を除く。）

第9条第5項前段中「報告を受けたときは」の次に「、匿名による場合に限り」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。